



 発行
 新 陽 県

 第 4 号

 令和3年1月15日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

# 告 示

- 33 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 34 地域森林計画の公表(治山課)
- 35 地域森林計画の変更の公表(治山課)
- 36 土地改良区連合役員の就任届(農地計画課)
- 37 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 38 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 39 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 40 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 41 道路の区域変更(道路管理課)
- 42 道路の供用開始(道路管理課)
- 43 道路の区域変更(道路管理課)
- 44 道路の供用開始(道路管理課)
- 45 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)

### 公 告

一般競争入札の実施(ICT推進課)

特定施設の新設(商業・地場産業振興課)

# 病院局公告

特定調達契約の落札者等 (病院局経営企画課)

一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

### 公安委員会告示

- 3 教習指導員審査の実施(運転免許センター)
- 4 技能検定員審査の実施(運転免許センター)

告 示

#### ◎新潟県告示第33号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15011	登録年月日		平成15年7	7月11日					
登録検査機関	即の名称 有限会社 新潟米チェックサービス									
代表者氏名	代表取締役	代表取締役 五十嵐 康之								
主たる事務 所の所在地	新潟県新潟市東区卸新町一丁目842番地27									
登録の区分	品位等検	查								
農産物の種類	国内産玄	米								
曲字业人人士	農	産	物	検	查	員	成分	分 検 査	業 務 受	委 託 先
農産物検査を行う区域	氏 名	住	所		農産物の種類	証明書番号	受委託の 区 分	登録検査機関 の 名 称	代表者氏名	主たる事務所の 所 在 地
新潟県	廣川 結依	新潟県新潟市中	央区姥ヶ山 5 -	-14-51	玄 米	K152020004				
備考	略称『(有)新	潟米チェックサー	·ビス』 令和	3年1月15	日 農産物検査員	1名の新規登録。	検査員合語	計17名。	•	

### ◎新潟県告示第34号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画を定めた。 令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

# ◎新潟県告示第35号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、下越、中越及び佐渡森林計画区の地域森林計画を変更した。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

### ◎新潟県告示第36号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年1月15日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

理事 妙高市大字北条639番地の3 東條 茂

就任年月日 令和2年12月22日

# ◎新潟県告示第37号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区の定款の変更を令和3年1月5日認可した。

令和3年1月15日

新潟県新潟地域振興局長

### ◎新潟県告示第38号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を令和3年1月7日認可した。

令和3年1月15日

新潟県十日町地域振興局長

# ◎新潟県告示第39号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
魚沼川西	農業用用排水施設整備・農用地改良保全(経営	十日町市	令和2年12月24日

体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)

### ◎新潟県告示第40号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、中条薬師地区区画整理(共同施行)事業代表高橋義孝から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、令和3年1月18日から令和3年2月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月15日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
所在・名称	(換地区名)			
十日町市	中条薬師	区画整理 (非補助)	換地計画書の写し	十日町市役所
中条薬師地区区画整理	(全換地区)			
(共同施行) 事業				
代表 高橋 義孝				

#### 1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

- 2 処分の取消しの訴えについて
  - (1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴 えを提起することができる。
  - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出をした場合には、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
上越市吉川区山方字清水	:脇340番3から	新	7.6~	-27. 6	らメー	-トル	,	702. 5メー	トル
同市吉川区原之町字稲場	崎2026番1まで	田	5.8~	-20.8	3メー	-トル	,	701. 0メー	トル

# ◎新潟県告示第42号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間

上越市吉川区山方字清水脇340番3から同市吉川区原之町字稲場崎2026番1まで

3 供用開始の期日 令和3年1月15日

#### ◎新潟県告示第43号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名上増田吉川線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市吉川区山方字清水脇376番1から	新	22.4~39.8メートル	39.6メートル
同市吉川区山方字清水脇420番1まで	旧	22.2~37.0メートル	40.1メートル

## ◎新潟県告示第44号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上増田吉川線
- 2 供用開始の区間

上越市吉川区山方字清水脇376番1から同市吉川区山方字清水脇420番1まで

3 供用開始の期日 令和3年1月15日

# ◎新潟県告示第45号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により次の区域を 急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

1 区域の名称

栄町(1)(追加)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を令和元年新潟県告示第717号で指定した栄町(1)急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

佐渡市加茂歌代

字畑ケ田

1240番1 1号から3号まで

1240番 2

字福浦

1237番17 5号から8号まで

4号

公 告

# 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県財務会計システム及び共通基盤システム用サーバ機器等一式(その3)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける ものである。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称

新潟県財務会計システム及び共通基盤システム用サーバ機器等一式(その3)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。 (3)納入期限

令和3年4月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県庁(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
  - (1) 交付期間 令和3年1月15日(金)から令和3年1月29日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 交付場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
  - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和3年2月24日(水) 午前10時
  - (2)場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一 部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書(令和3年1月15日(金)以降に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなか

った者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
  - ア 提出期間 令和3年2月12日(金) 午前9時から午後5時まで
  - イ 提出場所 新潟県知事政策局 I C T 推進課スマート自治体推進班(新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1)
  - ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
  - エ 提出書類及び部数 入札説明書による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ 書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通 知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和3年2月18日(木) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

- 6 入札手続等
  - (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、 委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語 (名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県財務会計システム及び共通基盤システム用サーバ機器等一式(その3)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った 者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県財務会計システム及び共通基盤システム用サーバ機器等一式(その3)の1か

月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

(1) 入札の成立条件

本件の入札については、当該調達に係る令和2年度補正予算が成立することが条件であること。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
  - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (3) 暴力団等の排除
  - ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を 行うこと。

- (4) その他
  - ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国 通貨とする。
  - イ その他詳細は、入札説明書による。
  - ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則 その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

#### 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Network System Server, Software and other equipment

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. February 24, 2021

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4 — 1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

**〒**950−8570

### 特定施設の新設について(公告)

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村(当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村(以下「立地市町村」という。)、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。)の住民等(当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。)は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

令和3年1月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (1) 名 称 東日本旅客鉄道株式会社

- (2) 住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 深澤 祐二
- 2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (1) 名 称 ・JR東日本新潟シティクリエイト株式会社
    - ・ほか16者
  - (2) 住 所 ・新潟市中央区笹口1-9-1ディーグランツ新潟駅南2F
    - ほか16者
  - (3) 代表者の氏名 ・代表取締役社長 古川 岳史
    - ・ほか16者

※建物①において事業を行う者は、一部未定

3 特定施設の名称

(仮称) 新潟駅部高架下開発

- 4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
  - (1) 所在地 新潟市中央区花園一丁目185外48筆
  - (2) 敷地の面積 56,802m<sup>2</sup>
- 5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、 増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
  - (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日 開発行為に係る工事は不要
  - (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日 令和4年1月1日(予定)
- 6 特定施設の新設をする日

令和6年3月(予定)

- 7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
  - (1) 特定施設の床面積の合計 56,919.93平方メートル
  - (2) 特定施設の店舗面積の合計

34,253.92平方メートル

- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域
  - (1) 特定施設の集客予定数

1日当たり約37,000人

(2) 特定施設の集客を予定している区域

新潟市、長岡市、三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、聖籠町及び田上町の区域

9 届出年月日

令和2年12月24日

10 縦覧場所

新潟県産業労働部商業·地場産業振興課

(なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能)

11 縦覧期間

令和3年1月15日から令和3年4月15日まで

12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先

産業労働部商業·地場産業振興課商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

# 病院局公告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月15日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 調達物品及び数量

腹腔・胸腔内視鏡システム 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立中央病院

新潟県上越市新南町205番地

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和2年12月16日

6 落札者の氏名及び住所

クロスウィルメディカル株式会社

新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22

7 落札価格

38,720,000円

8 入札公告日

令和2年11月24日

9 落札方式

最低価格

# 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立中央病院感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和3年1月15日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年3月1日から令和5年2月28日まで

(4) 履行場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- (6) 廃棄物の処理に関する法律に基づく許可を受けた者であること。なお、処分施設は焼却炉を2棟以上有すること。
- (7) 200床以上の病床数を有する病院において、当該業務を平成29年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った 実績を有することを証明した者であること。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- 4 入札参加資格確認書類の提出
  - (1) 入札希望者は令和3年2月22日(月)午後1時00分までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する 書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和3年2月22日に必着させるとともに、 簡易書留を利用すること。
  - (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
  - (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。
- 5 入札、開札の日時及び場所

令和3年2月25日(木)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

- 6 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出 しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき は、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

### 7 Summary

(1) Subject and quantity of the services to be purchased:

Disposal and commission of infectious waste and plastic waste generated from Niigata Prefectural Central Hospital

(2) Bid submission:

10:00A.M. February 25, 2021

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

\*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

 $\mp 943 - 0192$ 

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2323

# 公安委員会告示

# ◎新潟県公安委員会告示第3号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条の規定により、令和3年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

令和3年1月15日

新潟県公安委員会

委員長 阿部隆

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
		3月1日(月)から3月5日(金)	1月25日(月)から2月7日
	第1回	までの5日間	(日) までの間
教習指導員審査 (普通)		(午前9時から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大型二種)		6月21日(月)から6月25日(金)	4月19日(月)から5月9日
教習指導員審査 (中型二種)	第2回	までの5日間	(日) までの間
教習指導員審査 (普通二種)		(午前9時から午後5時まで)	
		10月18日(月)から10月22日(金)	8月20日(金)から9月2日
	第3回	までの5日間	(木) までの間
		(午前9時から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大型)		5月10日 (月) から5月14日 (金)	3月22日(月)から4月4日
教習指導員審査 (中型)	第1回	までの5日間	(日) までの間
教習指導員審査 (準中型)		(午前9時から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大特)		9月27日(月)から10月1日(金)	7月15日(木)から7月29日
教習指導員審査 (大自二)	笠 0 同	までの5日間	(木) までの間
教習指導員審査(普自二)	第2回	(午前9時から午後5時まで)	
教習指導員審査 (牽引)			

### 2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1 新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(教習指導員審査(大型二種)を受審する場合

は大型二種免許、教習指導員審査(中型二種)を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査(普通二種)を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許)を現に有する者であること(運転免許の効力停止中の者を除く。)。

- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること (教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種) 又は教習指導員審査 (普通二種) を受審する場合に限る。)。

#### 4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習 指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)
  - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能(実技)
  - イ 技能教習に必要な教習の技能(面接)
  - ウ 学科教習に必要な教習の技能(面接)
  - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (論文)
  - オ 自動車教習所に関する法令についての知識 (論文)
  - カ 教習指導員として必要な教育についての知識 (論文)
- (2) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
  - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能(実技)
  - イ 技能教習に必要な教習の技能(実技)
  - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 (論文)
- 5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種) 又は教習指導員審査 (普通二種) を受審する者 は、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し
- 6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 256

# ◎新潟県公安委員会告示第4号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条の規定により、令和3年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

令和3年1月15日

新潟県公安委員会

委員長 阿部隆

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間	
		4月12日(月)から4月16日(金)	2月22日 (月) から3月7日	
	第1回	までの5日間	(日) までの間	
技能検定員審査 (普通)		(午前9時から午後5時まで)		
技能検定員審査 (大型二種)		7月5日(月)から7月9日(金)	5月14日(金)から5月27日	
技能検定員審査 (中型二種)	第2回	までの5日間	(木) までの間	
技能検定員審査 (普通二種)		(午前9時から午後5時まで)		
		11月8日 (月) から11月12日 (金)	9月3日(金)から9月16日	
	第3回	までの5日間	(木) までの間	

		(午前9時から午後5時まで)	
技能検定員審査 (大型)		5月17日(月)から5月21日(金)	3月22日(月)から4月4日
技能検定員審査 (中型)	第1回	までの5日間	(日) までの間
技能検定員審査(準中型)		(午前9時から午後5時まで)	
技能検定員審査 (大特)		10月4日(月)から10月8日(金)	7月15日 (木) から7月29日
技能検定員審査(大自二)	答 0 🗔	までの5日間	(木) までの間
技能検定員審査(普自二)	第2回	(午前9時から午後5時まで)	
技能検定員審査(挙引)			

#### 2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1 新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(技能検定員審査(大型二種)を受審する場合は大型二種免許、技能検定員審査(中型二種)を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査(普通二種)を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許)を現に有する者であること(運転免許の効力停止中の者を除く。)。
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第2号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること(技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受審する場合に限る。)。

#### 4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 技能検定員審査 (普通)、技能検定員審査 (大型)、技能検定員審査 (中型)、技能検定員審査 (準中型)、技能 検定員審査 (大特)、技能検定員審査 (大自二)、技能検定員審査 (普自二)及び技能検定員審査 (牽引)
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
  - ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項(論文)
  - エ 自動車教習所に関する法令についての知識 (論文)
  - オ 技能検定の実施に関する知識 (論文)
  - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 (論文)
- (2) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
  - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 (論文)
  - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 (論文)
- 5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査 (中型二種) 又は技能検定員審査 (普通二種) を受審する者 は、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し
- 6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 256